

14.「事務所・工場等」への充電設備設置事業の 説明と提出書類

事業名	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電) (注1)	
事業内容	事務所・工場等に勤務する従業員が利用する駐車場や事業者が所有する社有車（地方公共団体が所有する公用車を含む）の駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	1／2以内
	設置工事費	定額（1／1以内）

注1：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。

14-1.「事務所・工場等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、（１）～（６）を全て満たすことが必要です。

- （１）充電設備の利用は、申請者が所有する社有車^{（注１）}・従業員の通勤車^{（注２）}であること。
^{（注３）}
- （２）充電設備の設置場所は、申請者の事務所・工場等の敷地^{（注４）}内であること。
- （３）来客車^{（注５）}用の駐車場に設置されていないこと。
- （４）事務所・工場等が自宅を兼ねている場合で、駐車場が自宅兼事務所等に付随していないこと。
- （５）設置する充電設備は、急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドであること。^{（注６）}なお、普通充電設備と充電用コンセントまたは充電用コンセントスタンドの併設は不可とする。
- （６）普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドを設置する場合は、以下の基準を満たすこと。^{（注７）（注８）}

充電設備の種類	普通充電設備	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
充電口数上限	充電口数が駐車場収容台数の １０％ ^{（注９）} 以下かつ１０口以下	充電口数が駐車場収容台数以下か つ２０口以下

注１：申請者となる地方公共団体、法人の名義で所有する車（自動車検査証（車検証）に地方公共団体、法人で使用者登録されている車両）のことをいう。

注２：申請者となる地方公共団体、法人に雇用され、業務に従事している方が通勤用に利用する車のことをいう。（取締役や役員は含みません。）

注３：リース会社が申請者の場合、充電設備の利用は、リースの使用者が所有する社有車および従業員の通勤車であること。

注４：必要に応じて事務所・工場等の敷地であることを証する書類を「状況等報告」にて提出を求める場合があります。

注５：申請者と契約等を行う取引先や業者用の車のことをいう。

注６：急速充電設備を設置する場合、普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドとの併設をそれぞれ可能とする。その場合は「一つの工事」として急速充電設備の区分にて申請を行うこと。

注７：補助金の交付を受けずに設置する充電設備は含まない。

なお、その場合は実績報告時に補助金を受けずに設置する充電設備を図面等に表示すること。

注８：申請時に既に充電設備が設置されており、実績報告において、既設充電設備と補助金を申請して設置した普通充電設備の合計口数が、申請時の既設充電設備の充電口数を超え、電気自動車等の駐車利用台数が既設充電設備の充電口数の５０％以上となる場合に限り、基準を満たす充電口数を追加で設置を認める。なお、設置可能となる充電口数には、実績報告時に設置されている既設充電設備の充電口数は含まない。

ただし、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの設置については、駐車場の収容台数を超えての設置は認めない。

注９：施設内の駐車場収容台数の１０％を算出した際に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げとします。

1 4－2. 特有の提出書類および申告内容

事務所・工場等への充電設備設置事業に交付申請する場合は、以下の書類をアップロードおよび申告を提出してください。

【申請に必要な書類】

1 4－3：実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に必要書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

1 4－4：設置する施設等の説明

1 4－3. 実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合に必要書類

申請時に既に充電設備があり、実績報告の充電口数が申請時の既設充電設備の充電口数を超える申請をする場合、当該事務所・工場等が電気自動車を所有していることを証する以下の書類として、（１）または（２）のいずれかをアップロードし、提出してください。

（１）電気自動車等の自動車検査証（車検証）

既設充電設備の充電口数の５０％以上となる電気自動車等の利用台数分の自動車検査証（車検証）をアップロードし、提出してください。^{（注１０）}

電子化された自動車検査証（車検証）（「以下「電子車検証」という。）の場合で、電子車検証の券面では確認できない項目がある場合は、「自動車検査記録事項」を併せて提出してください。

【記載の必須項目】

《有効期間の満了する日》

- ・申請時において有効な自動車検査証（車検証）であることの記載

《型式》

- ・電気自動車等の型式の記載

《所有者》

- ・当該事務所・工場等であることの記載^{（注１０）}

《使用者》

- ・当該事務所・工場等であることの記載^{（注１１）}

《使用の本拠の位置》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《燃料の種類》

- ・燃料の種類が電気またはガソリン・電気であることの記載

注１０：割賦販売およびリース車両（リース期間１年以上）の場合は除く。

注１１：使用者の名義変更がされていない車両での申請は不可となります。

- (2) 前記(1)の提出ができない場合、電気自動車等の発注を完了したことを証する発注書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・電気自動車等の購入先の記載

《注文日/発注日/契約日》

- ・注文/発注/契約済みであることの確認ができる日付の記載

《車名》

- ・電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池車）の車名の記載

《型式》

- ・メーカー指定の車両型式（型番）の記載

《納車希望日または納車予定日》

- ・実績報告期限内に納車（車検証の発行）予定であることの確認ができる日付の記載

《使用者名義人名》

- ・使用者名義人の住所、氏名の記載

《捺印または署名》

- ・使用者名義人の捺印、署名の記載

なお、発注書を提出した場合は、実績報告までに(1)電気自動車等の自動車検査証（車検証）の提出が必要です。実績報告までに提出できない場合は、交付決定の取消となります。

14-4. 設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《施設の駐車場収容台数》

- ・事務所・工場等の駐車場の収容台数

《従業員と社有車の駐車場収容台数》

- ・従業員の通勤車用および社有車用の駐車場の収容台数